

保険会社のERMとガバナンス

長谷川俊明法律事務所 長谷川 俊明

1. はじめに

(1) 保険会社のERMにおけるガバナンスの重要性

経済価値ベースのソルベンシー評価のため保険会社全体のリスクを統合的に把握、評価して管理するERMの必要性が高まってきた。保険会社のリスクの計量的把握は容易ではなく、保険商品や部門に割り当てるべき資本を適切に把握する方法を考えなくてはならないが、計量化が困難なリスクもあるので、定性的な方法で認識する一方で、内部統制やガバナンスの体制と一体化させなければ保険会社のERMは実効性を期待できない。本発表では、保険契約者保護の観点からも保険会社のERMに不可欠のガバナンス向上をどう実現したらよいかを検討する。

(2) 検討対象

ガバナンス向上のための諸課題をERMの実効性確保の観点から検証する。

2. 「ERMガバナンス」の諸課題

(1) ERMと内部統制、ガバナンスによる経営者の規律

リスクを統合的に把握、評価し、適切に対処するためにはリスクの質と量をコントロールする内部統制が必要になる。内部統制は会社法や金融商品取引法など法令が要求するが、内部統制が文字通り組織に「内向き」のものに終わらないように、ガバナンスによる経営者の規律が不可欠である。内部統制と一体となったRMは、経営者が健全な経営を通じて企業価値を増大させるとの理念を主体的に推進するのでなければ有効に機能しないからである。保険ERMにおいては企業風土によって企業経営者を規律するガバナンスが最重視されるべきである。企業風土の内容としては、リスクカルチャーの確立が欠かせない。経営者はリスクリテラシーを磨き、リスクカルチャーを組織に浸透させる責務を負う。

(2) リスクカルチャーを全社的かつグループ全体に浸透させるガバナンス

従来、リスク管理部門だけがRMの担い手となってきた傾向があるが、収益

【平成23年度大会】

共通論題

報告要旨：長谷川 俊明

管理部門や商品開発部門、資産運用部門など関連各部門が ERM の重要性を意識し営業の第一線までリスクカルチャーを浸透させるガバナンス体制を構築すべきである。リスク管理の基本方針は取締役会が決定し、監査役会などとともに RM の実践を監督、監視する、リスク管理委員会を設置する、リスク管理オフィサー (RMO) を設置するなどが必要になる。

ERM はグループで実践されなくてはならない。連結ソルベンシー・マージン比率を前提にしたグループ ERM に持株会社の下の子会社間のリスクカルチャーの調整、グループ全体への浸透といった課題がある。

(3) 企業形態の違いと ERM ガバナンス

保険会社の ERM においては、株式会社と相互会社の会社形態の違いを考慮に入れる必要がある。相互会社においては保険契約者が健全性確保のための内部留保の提供を行うとともにこれに持分を有し、ステークホルダーが異なるため、資本リターンをベースとしたリスク評価を重視する ERM の有効な展開には、総代会制度の運営や総代の選任方法の工夫が求められる。また、相互会社が株式会社に移行する場合、保険契約者と株主との間の利益相反が顕在化するおそれがあり、これを調整するためのガバナンスも課題になる。

(4) 適時・適切な情報開示とガバナンス

契約者保護のため、保険会社は約款内容を含む契約条件について説明義務を負っており、このことを経営陣はもちろん保険商品の募集人、保険金の支払部門などに浸透させ、適時、適切な情報開示を実現するガバナンス体制が求められる。

3. おわりに

欧州の 2011 年ストレステストでは、200 年に 1 度起こりうる自然災害やマクロ経済悪化への耐性を示さなければならないとされた。東日本大震災は「千年に 1 度」の大自然災害ともいわれるが、被害規模からの検証のため、リスクの大きさと程度を捉える基準を組織 (グループ) に共通化させることが重要である。